

日常生活支援住居施設管理者等 資質向上研修 説明資料

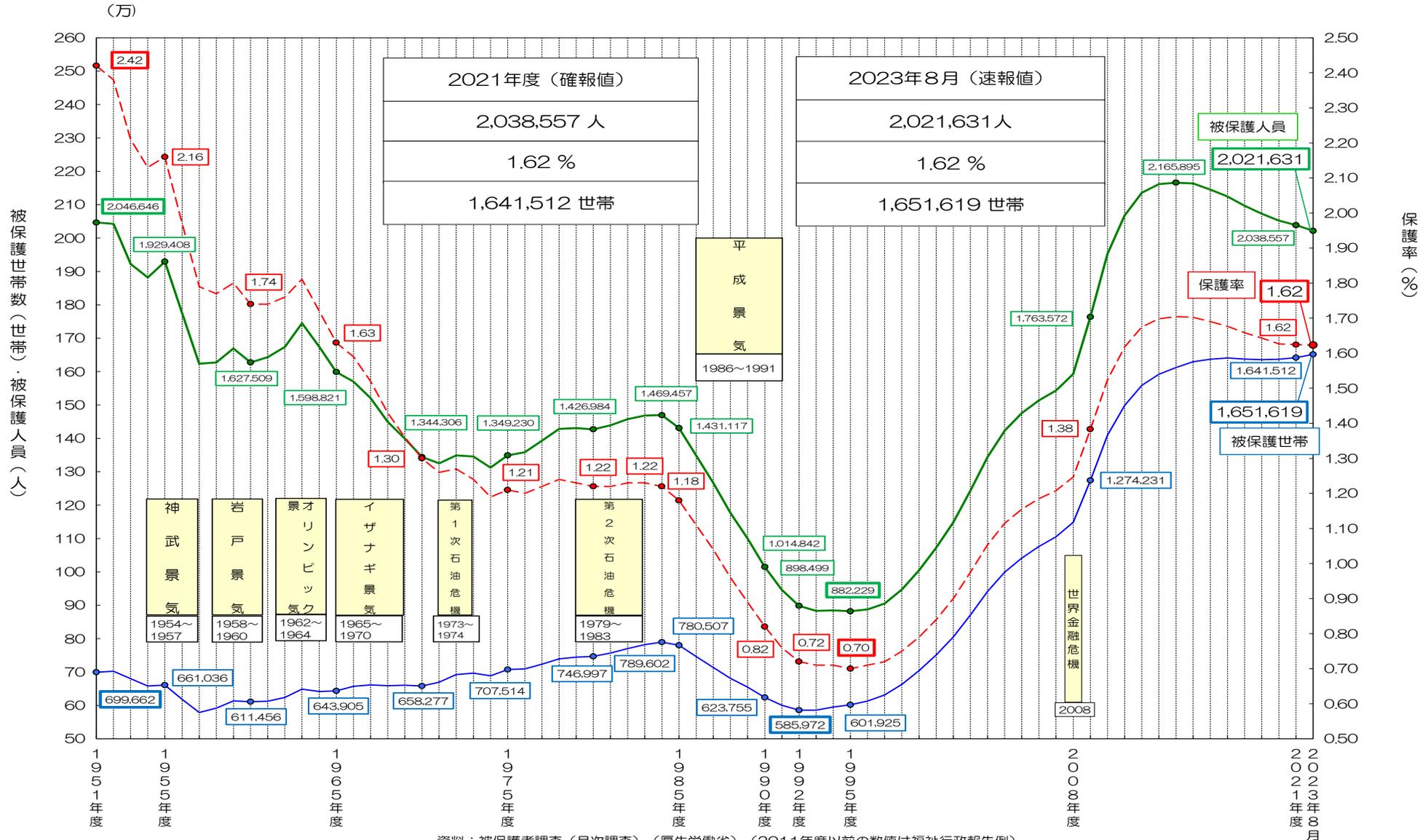
令和5年11月20日

厚生労働省社会・援護局
保護課保護事業室

生活保護の現状等

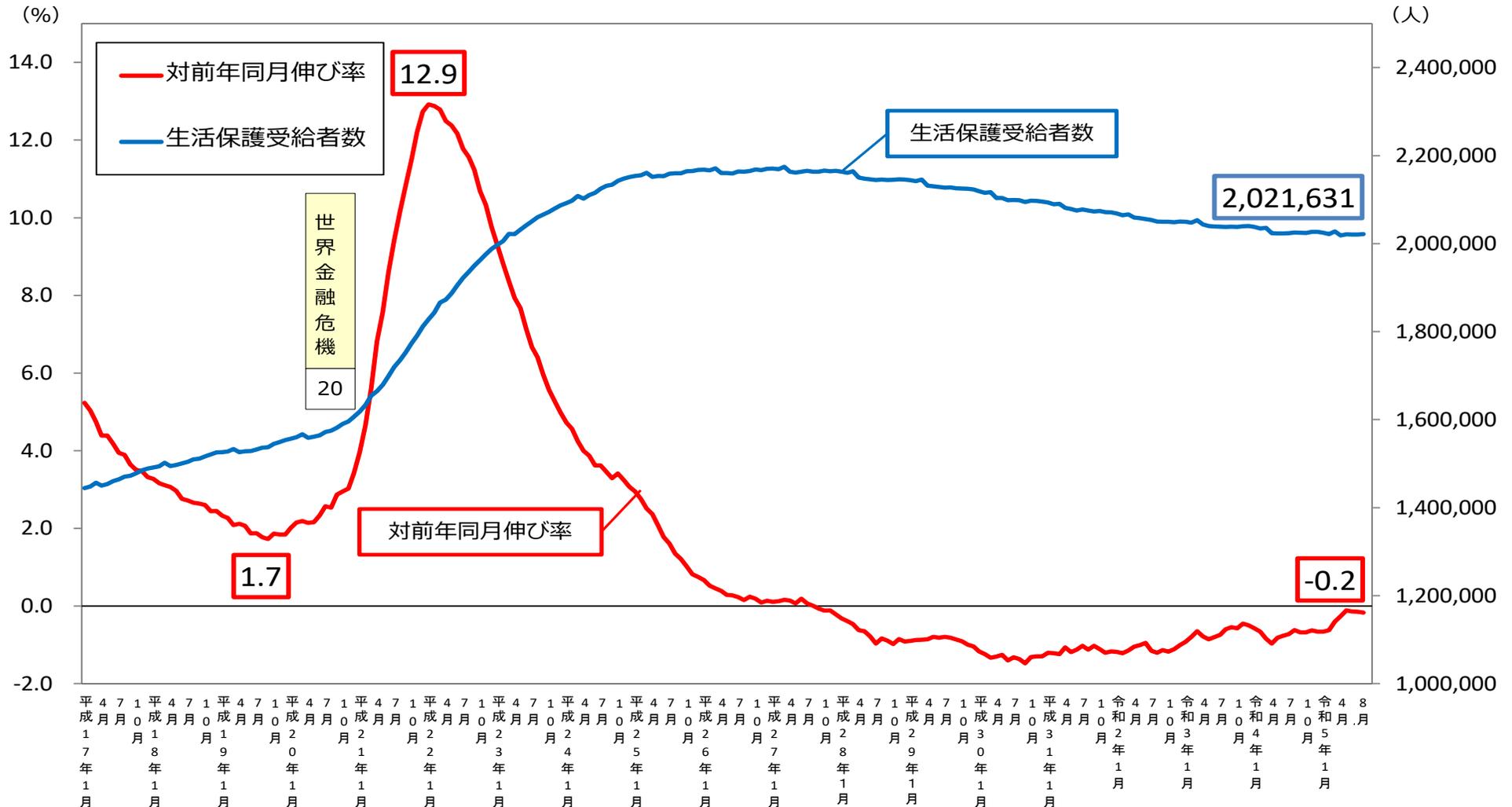
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○直近の生活保護受給者数は約202万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
 ○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019(令和元)年と比較すると約1.5万世帯増加している。



生活保護受給者数の推移

- 生活保護受給者数は令和5年8月現在で202万1,631人となっている。
世界金融危機後に急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年は、減少傾向で推移している。
- 令和5年8月の対前年同月伸び率は▲0.2%である。平成22年1月の12.9%をピークに低下し、平成27年10月以降は、伸び率がマイナスで推移している。

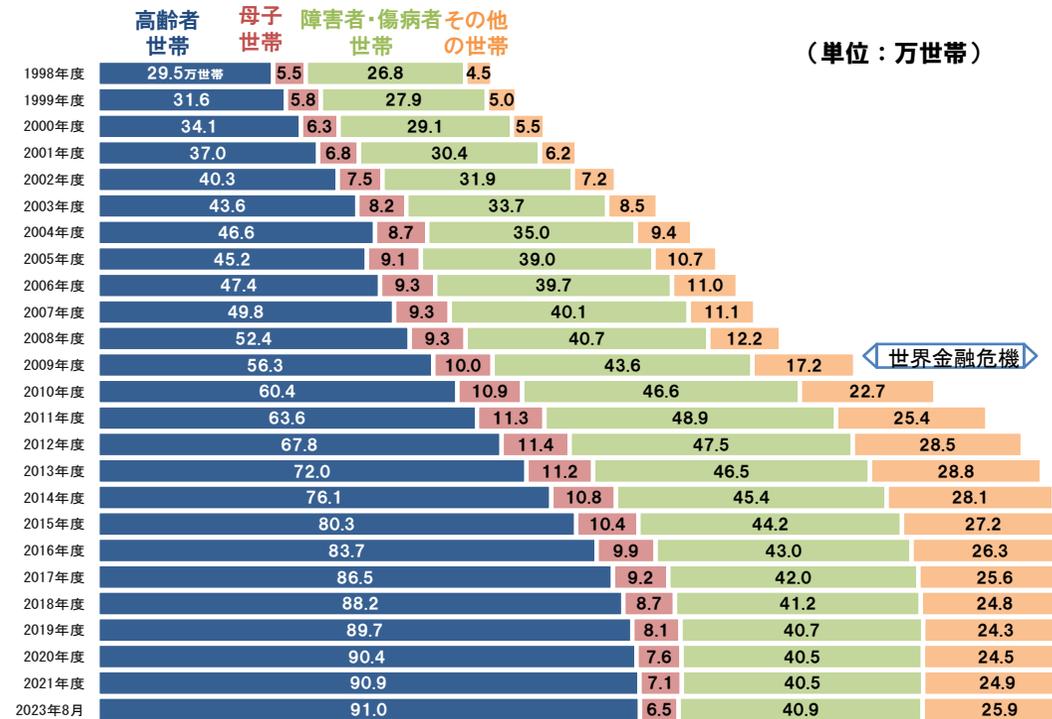


資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）※令和4年4月以降は速報値

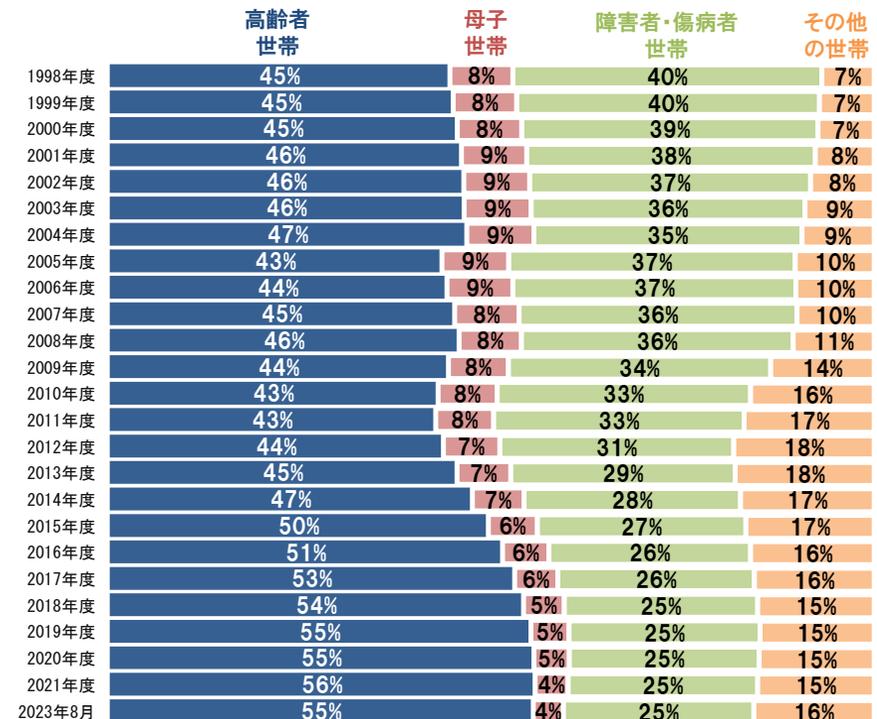
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、一貫して増加傾向にあるが、近年、増加幅が縮小している。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



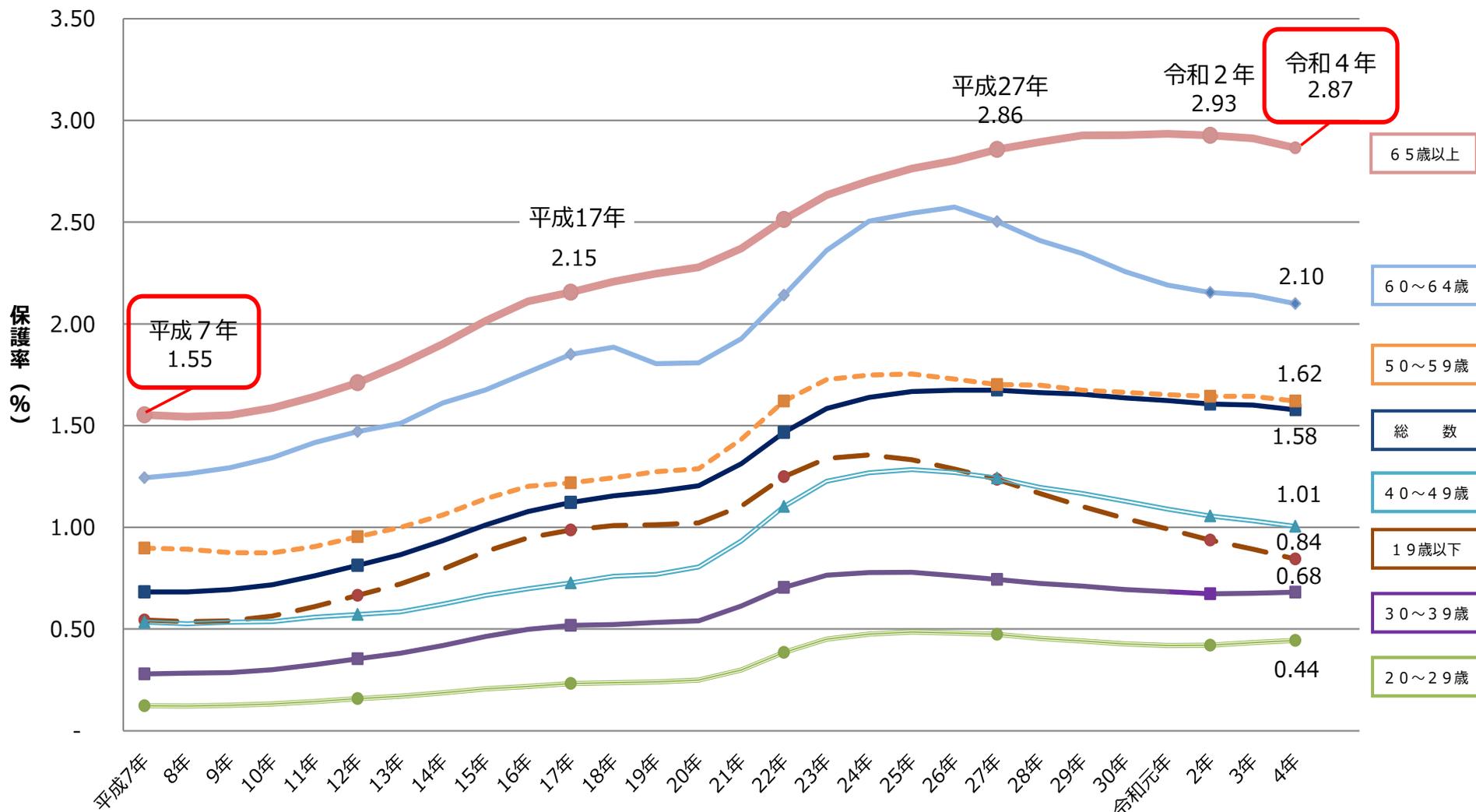
※ 高齢者世帯の92.7%が単身世帯（2023年8月）。
 注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
 資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2023年8月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上は上昇傾向が続いてきたが、近年は横ばいとなっている。
- また、それ以外の年齢階級は、近年横ばいもしくは低下傾向となっている。

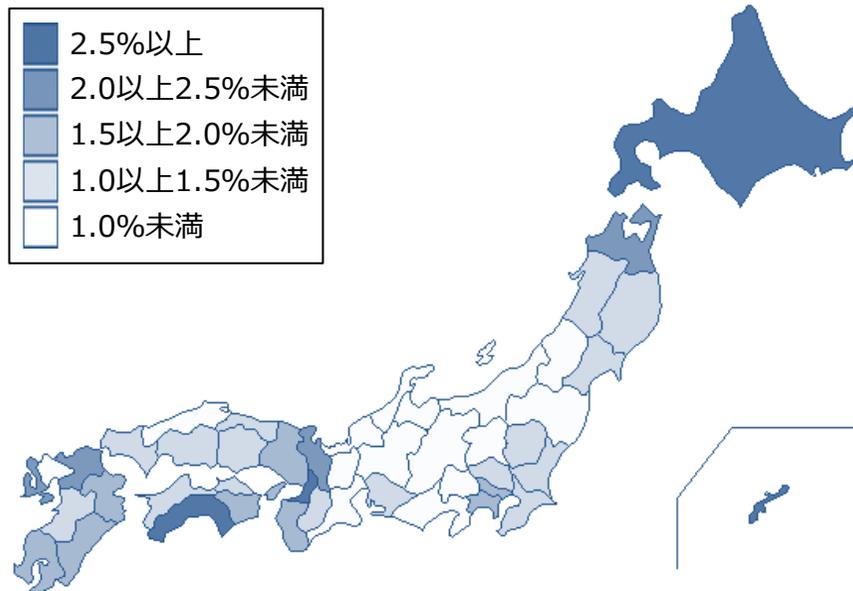


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査） [令和4年は速報値] ※各年7月調査日時点

都道府県別保護率(令和5(2023)年8月時点)

1 大阪府	3.04% (3.42%)	26 鳥取県	1.18% (1.29%)
2 北海道	2.92% (3.17%)	27 香川県	1.08% (1.17%)
3 沖縄県	2.70% (2.40%)	28 岩手県	1.05% (1.11%)
4 高知県	2.53% (2.85%)	29 栃木県	1.04% (1.07%)
5 福岡県	2.32% (2.61%)	30 愛知県	1.03% (1.07%)
6 青森県	2.28% (2.28%)	31 山口県	1.02% (1.20%)
7 京都府	2.08% (2.39%)	32 茨城県	1.02% (0.89%)
8 長崎県	2.00% (2.23%)	33 福島県	0.97% (0.87%)
9 東京都	1.97% (2.20%)	34 新潟県	0.97% (0.89%)
10 鹿児島県	1.83% (1.95%)	35 静岡県	0.92% (0.80%)
11 兵庫県	1.82% (1.94%)	36 佐賀県	0.91% (0.95%)
12 徳島県	1.77% (1.91%)	37 三重県	0.90% (0.97%)
13 大分県	1.67% (1.74%)	38 山梨県	0.87% (0.76%)
14 神奈川県	1.66% (1.72%)	39 島根県	0.82% (0.88%)
15 宮崎県	1.60% (1.59%)	40 群馬県	0.80% (0.72%)
16 和歌山県	1.60% (1.53%)	41 滋賀県	0.79% (0.81%)
17 愛媛県	1.50% (1.59%)	42 山形県	0.74% (0.64%)
18 千葉県	1.44% (1.29%)	43 石川県	0.64% (0.65%)
19 広島県	1.43% (1.72%)	44 岐阜県	0.60% (0.59%)
20 熊本県	1.39% (1.46%)	45 福井県	0.57% (0.50%)
21 秋田県	1.38% (1.47%)	46 長野県	0.54% (0.54%)
22 奈良県	1.38% (1.49%)	47 富山県	0.42% (0.33%)
23 埼玉県	1.34% (1.31%)		
24 宮城県	1.34% (1.18%)		
25 岡山県	1.27% (1.36%)		

※ 括弧内は10年前(平成25(2013)年度)の保護率



全国保護率:1.62%(1.70%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市		中核市 上位5市	
1 大阪市	4.74% (5.64%)	1 函館市	4.45% (4.73%)
2 札幌市	3.62% (3.83%)	2 那覇市	4.24% (3.61%)
3 堺市	2.99% (3.09%)	3 尼崎市	3.70% (4.02%)
4 神戸市	2.80% (3.18%)	4 旭川市	3.52% (3.93%)
5 京都市	2.77% (3.23%)	5 東大阪市	3.36% (4.18%)
指定都市 下位5市		中核市 下位5市	
16 仙台市	1.73% (1.63%)	58 松本市	0.78% -
17 新潟市	1.52% (1.43%)	59 豊橋市	0.72% (0.65%)
18 さいたま市	1.43% (1.60%)	60 富山市	0.65% (0.42%)
19 静岡市	1.41% (1.23%)	61 岡崎市	0.65% (0.57%)
20 浜松市	0.92% (0.94%)	62 豊田市	0.56% (0.58%)

資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成
 ※ 令和5(2023)年8月分は速報値

生活保護の最近の状況

生活保護の申請件数について前年同月比をみると、令和2年度は4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少したが、その後増減を繰り返し、令和4年5月～11月に7か月連続で増加していたが、12月は減少に転じた。令和5年1月からは増加している。

■生活保護受給者数

	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
生活保護受給者数(万人)	202.5	202.4	202.4	202.7	202.7	202.4	202.2	202.8	201.8	202.1	202.1	202.1	202.2
対前年同月比(%)	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.4	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2
対前月比(%)	0.1	▲0.03	▲0.01	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.5	0.1	▲0.03	0.01	0.05

■生活保護受給世帯数

	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.4	164.4	164.4	164.7	164.7	164.5	164.3	164.7	164.4	164.8	164.9	165.0	165.2
対前年同月比(%)	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
対前月比(%)	0.1	▲0.01	0.02	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.2	0.3	0.1	0.1	0.1

■保護の申請件数

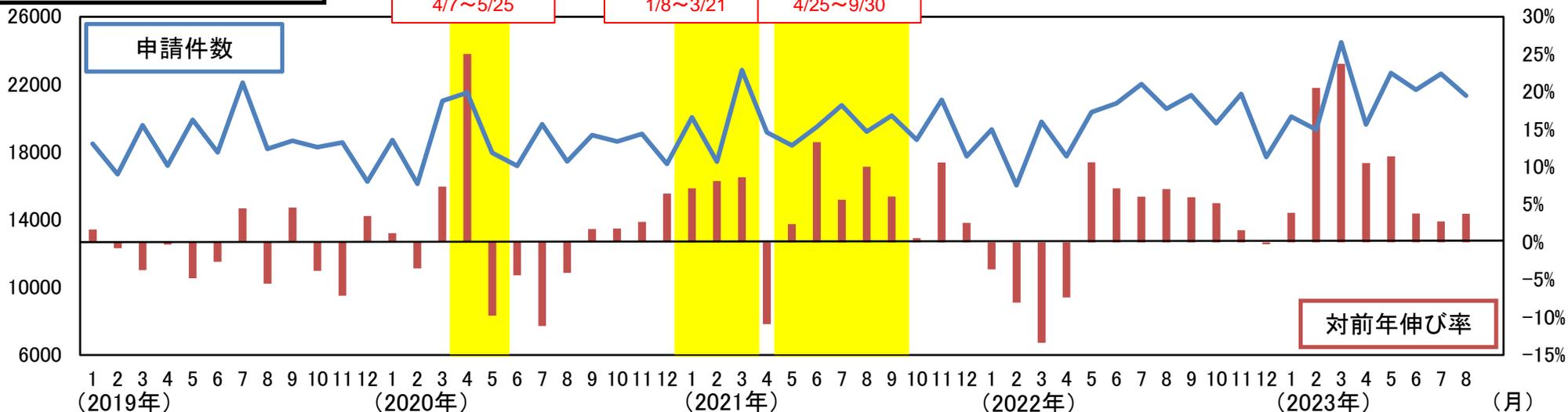
	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保護の申請件数	20,562	21,368	19,700	21,433	17,706	20,095	19,321	24,493	19,633	22,680	21,681	22,627	21,341
対前年同月比(%)	7.1	6.0	5.2	1.6	▲0.3	3.9	20.5	23.7	10.6	11.4	3.8	2.8	3.8
対前月比(%)	▲6.6	3.9	▲7.8	8.8	▲17.4	13.5	▲3.9	26.8	▲19.8	15.5	▲4.4	4.4	▲5.7

■保護開始世帯数(決定件数)

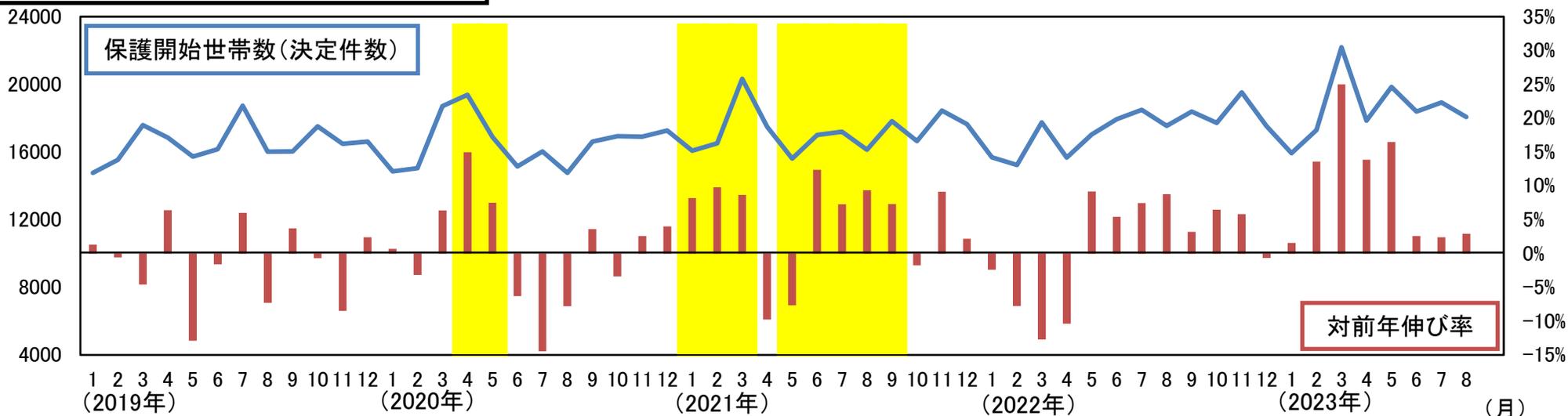
	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保護開始世帯数	17,555	18,397	17,716	19,522	17,532	15,937	17,300	22,190	17,851	19,847	18,398	18,934	18,067
対前年同月比(%)	8.8	3.2	6.5	5.8	▲0.7	1.6	13.6	25.0	13.9	16.5	2.6	2.4	2.9
対前月比(%)	▲5.1	4.8	▲3.7	10.2	▲10.2	▲9.1	8.6	28.3	▲19.6	11.2	▲7.3	2.9	▲4.6

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



生活保護関係の令和5年度予算

- 生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、被保護者の自立を助長するため、就労による被保護者の自立支援の強化等を進める。
- 生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、レセプトを活用した医療扶助の適正化や収入資産調査の取組強化による収入認定事務の適正化等を実施する自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。
- 生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。
その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施。
 - ・ 検証結果による額に月額1,000円／人を加算
 - ・ 加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

生活保護費負担金

令和5年度予算 2兆7,901 億円（対前年度当初予算額 ▲112億円）

内訳	生活扶助等	1兆3,198億円	（対前年度当初予算額	+154億円）
	医療扶助	1兆3,872億円	（対前年度当初予算額	▲290億円）
	介護扶助	831億円	（対前年度当初予算額	+24億円）

令和5年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

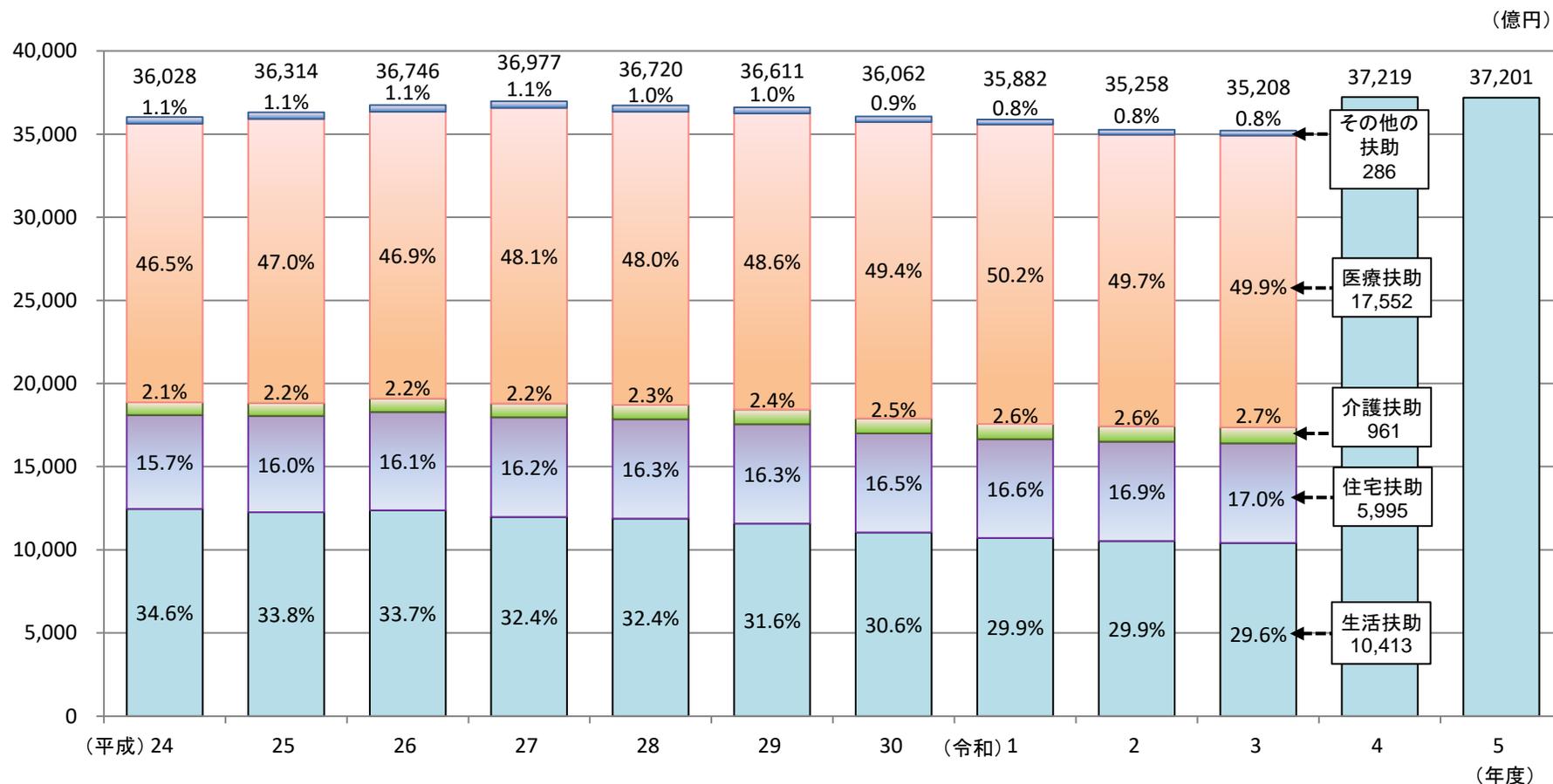
- ① 多剤投薬の適正化に向けた支援等(新規) 12.1億円
多剤投薬は、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬となっている者等へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。
- ② 医療費情報・服薬情報の通知(新規) 医療扶助適正実施推進事業の内数
医療費情報及び服薬情報を通知することにより、被保護者が医療の受診や服薬状況等を把握することで、個人の気付きによる受診行動等の改善を促す。
- ③ 生活保護就労支援員全国研修会(新規) 15百万円
生活保護就労支援員の支援力向上等を図るため、生活保護就労支援員を対象にした研修会を実施する。

(参考)令和4年度補正予算

- 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数）
- 感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数）
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等 57億円
- 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援 2.2億円
- 生活保護業務関係システムの改修 25億円 等

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和5年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※ 1 施設事務費を除く
- ※ 2 令和3年度までは実績額（3年度は暫定値）、令和4年度は補正後予算、令和5年度は当初予算（案）
- ※ 3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

無料低額宿泊所及び 日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の概要

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援 (令和2年4月施行)

1. 無料低額宿泊所の規制強化 (貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

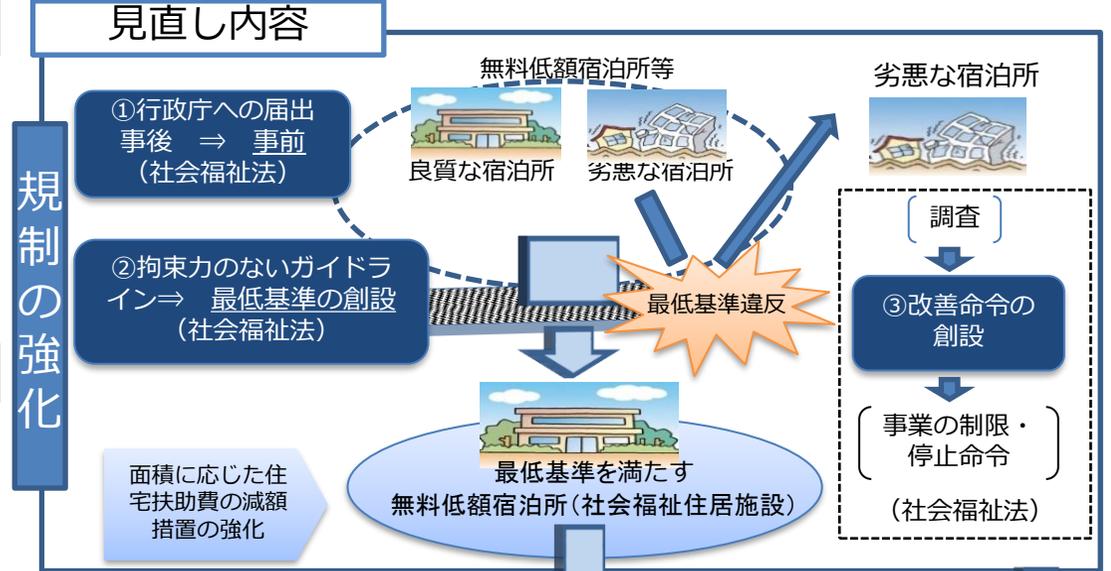
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 28,800円 ~ 23,100円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**

見直し内容



日常生活支援住居施設

日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設 (生活保護法)
※都道府県、政令市、中核市が認定



当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者に対して日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付

※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等で日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

日常生活上の支援の委託を受けない無料低額宿泊所

無料低額宿泊所とは

無料低額宿泊所とは

- 無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づくものであるが、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担う。

※社会福祉法（昭和26年法律第45号）～抄～

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

無料低額宿泊所に関する変遷

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

- 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、これまでガイドライン（通知）で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、最低基準を創設。（令和2年4月施行）
- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の 明確化

- ・ 入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の 整備

- ・ 居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。
- ・ 多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する。

防火・防災 対策

- ・ 建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・ 非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・ 利用料金の適 正化

- ・ 食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・ 入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・ 居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・ 金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

長期入居の防 止・居宅生活 移行

- ・ 無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・ 契約期間は1年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・ 一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。（※令和4年4月施行）

無料低額宿泊所のサテライト型住居について（留意事項通知）

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の附則により、令和4年4月1日から施行とされたサテライト型住居に関して、以下の留意事項通知を発出

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月19日 厚生労働省令第34号）（抄）
（サテライト型住居の設置）

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付 保護課長通知）（一部抜粋）

サテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項（別添）を踏まえた対応を依頼。参酌基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができる（条例）。

○ 省令第3条（基本方針）関係

- ・サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定。
- ・入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つこと、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して十分な説明を行う。

○ 省令第11条（サテライト型住居の設置）関係

- ・本体施設及びサテライト型住居が所在する自治体がそれぞれ異なる場合、本体施設を所管する自治体がサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施。
- ・サテライト型住居の該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかを確認し判断。運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等を確認し判断。
- ・本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね20分で移動できる範囲が上限。各自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。
- ・厚生労働省令におけるサテライト型住居を設置できる箇所数及び入居定員は、支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定。

○ 省令第12条（設備の基準）第4項関係

- ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備は、入居者が他の者と共用することなく単独で使用する（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮。

○ 省令第14条（入居申込者に対する説明、契約等）関係

- ・無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特にサテライト型住居の入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要。

○ 省令第15条（入退去）関係

本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、

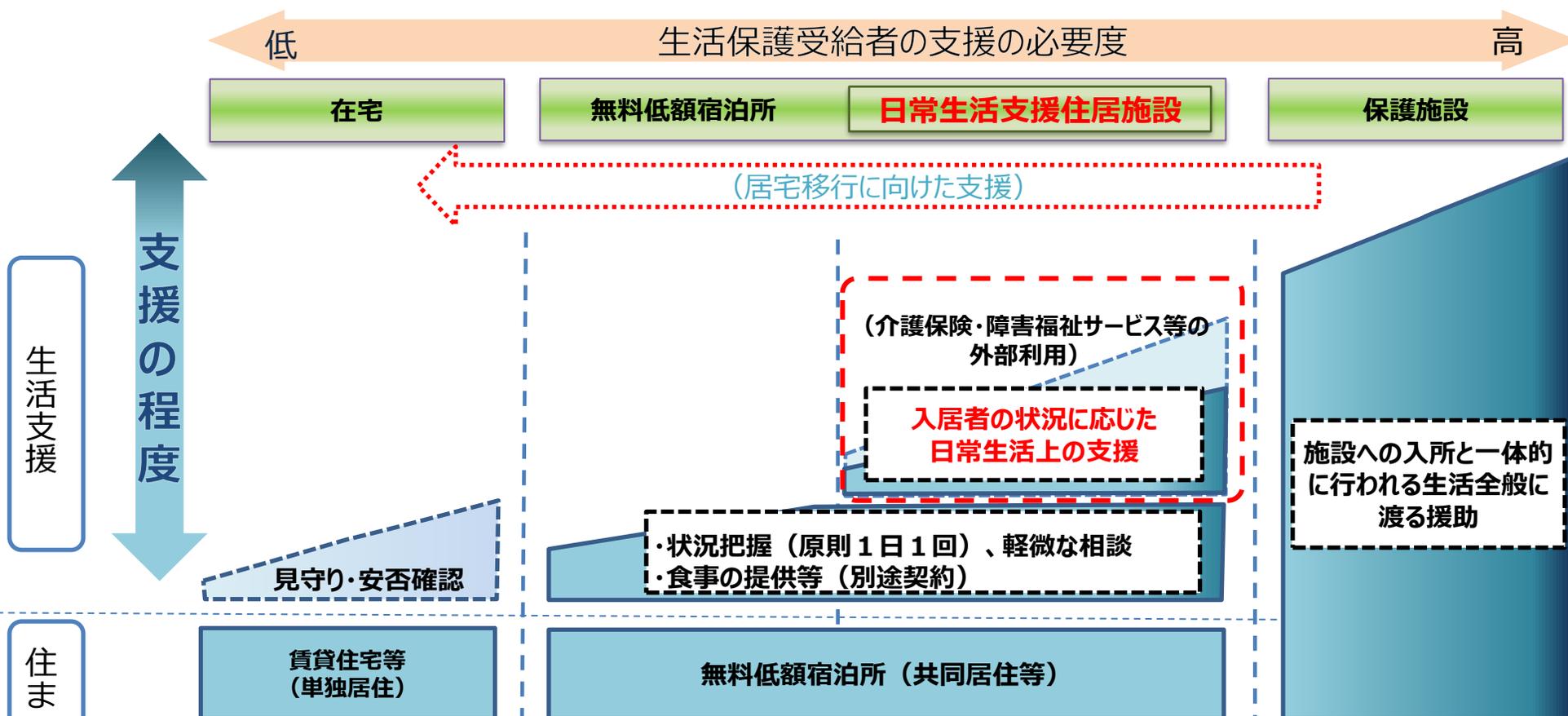
- ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認。
- ・事前に事業者から保護の実施機関への相談を行い、保護の実施機関は、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し必要に応じて保護の実施機関としての意見を付する。
- ・居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用し、当該者の居宅生活を支援することも検討。

○ 省令第20条（状況把握）関係

- ・サテライト型住居の入居者の状況把握については、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意。確認の方法としては、原則として居室を巡回 等

日常生活支援住居施設の位置付けについて

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。

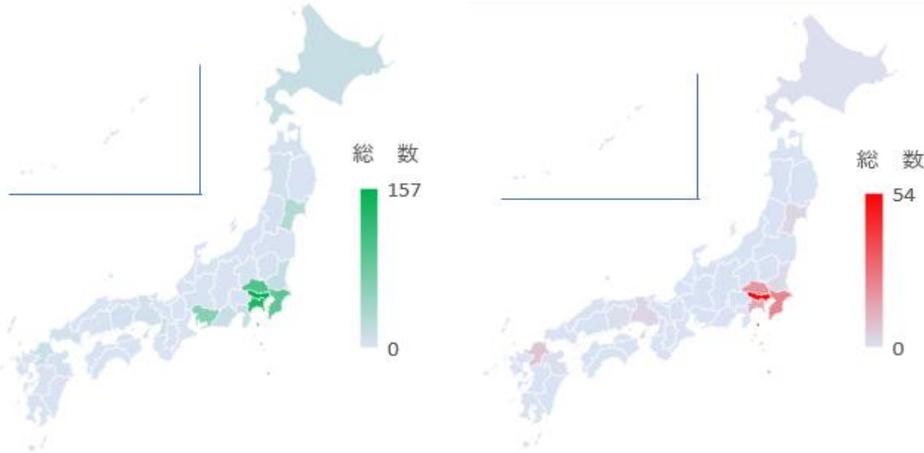


※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の分布（イメージ）

無料低額宿泊所

日常生活支援住居施設



無料低額宿泊所 総数	設置主体 内訳					
	社会福祉 法人	医療法人	社団・財団 法人	NPO法人	営利法人	その他
672 (100.0%)	34 (5.1%)	2 (0.3%)	25 (3.7%)	429 (63.8%)	131 (19.5%)	51 (7.6%)

日常生活支援住居施設 総数	設置主体 内訳					
	社会福祉 法人	医療法人	社団・財団 法人	NPO法人	営利法人	その他
127 (100.0%)	6 (4.7%)	0 (0.0%)	4 (3.1%)	114 (89.8%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)

(無料低額宿泊所)



(日常生活支援住居施設)



(2) 日常生活支援住居施設の対象者

対象者について（省令・通知）

「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」
（令和2年3月27日 厚生労働省令第44号）

「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」
（令和2年3月27日 社援発0324第14号 社会・援護局長通知）

（対象者）

第7条 法第30条第1項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、**保護の実施機関が**、

- ・その者の心身の状況及び生活歴、
- ・その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、
- ・活用可能な他の社会資源、
- ・その者とその家族との関係

等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と**総合的に判断する者**であって、**入所を希望**しているものとする。

8 日常生活支援住居施設の入所対象者（第7条関係）

- （1）日常生活支援住居施設の入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者としており、**保護の実施機関からの依頼等を通じて入所**する被保護者については、**支援委託の対象者として入所**するものであること。
- （2）また、**入所を希望する要保護者**から日常生活支援住居施設に対して**直接入所の申込**があった場合には、**保護の実施機関において入所対象となるかの判断を行う**ため、**施設**は、当該要保護者に対して保護の実施責任を有する**保護の実施機関へ相談等を行うよう助言**するとともに、**保護の実施機関への連絡調整等の支援**を行うこととすること。

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人(家族)代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行(病状・治療内容の理解等の支援)
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭(自己)管理支援
社会生活等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

本人の状態像の例（1 / 2）

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
金銭管理	収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。	金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。	家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。	家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。	家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足りなくなることが時々ある。	残金等を意識して買い物等ができる。
健康管理・衛生管理	疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができていないか。	病識等がなく、治療の必要性について理解していない。	服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。	服薬を忘れてたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。	治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。	特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。
	アルコール等への依存があるか。	依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。	依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。	断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。	依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができていない。	依存症の傾向は見られない。
	入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。	入浴や着替えについて介助等が必要。	生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。	衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。	衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。	特段の問題は見受けられない。

本人の状態像の例（2 / 2）

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
炊事 洗濯等	食事の支度が自分自身でできるか。	食事行為そのものについて介助等が必要。	自分自身では食事の支度等が困難。	市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。	総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。	自分自身で調理等ができる。
	掃除・洗濯が自分自身でできるか。	掃除・洗濯等が自分自身ではできない。	具体的な指示や部分的な支援があればできる。	掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。	基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。	自分自身で掃除や洗濯ができる。
安全管理	火気等の管理など安全管理ができるか。	火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。	火気の手配の制限など、一定の管理が必要。	機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。	能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。	特段の問題は見受けられない。
理解 ・ コミュニケーション	生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。	理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。	理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。	十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。	日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要。	理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。
	周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。	他者とのコミュニケーションを図ることが困難。	コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。	他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。	コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要。	生活を送る上での大きな支障は見受けられない。

(3) 日常生活支援住居施設の職員配置

人員に関する基準について（省令・通知）

職種	配置	要件
<p>(従業者の員数) 第10条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。</p>	<p>(従業者の員数) 第11条 2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を15で除して得た数以上とする。</p> <p>(解釈通知) 第3 人員基準 1 生活支援員（第10条第1項及び第2項関係） （1）日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置くものであること。生活支援員とは、入所者に対する相談援助及び個別支援計画に基づく支援業務を行う職員のことであり、専ら食事の調理業務、施設の清掃や修繕等の管理業務を行う職員は含まれないものであること。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。</p>
<p>(従業者の員数) 第10条 3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。</p>	<p>(従業者の員数) 第10条 4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。 一 入所定員が30以下 1以上 二 入所定員が31以上 1に、入所定員が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(従業者の員数) 第10条 5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 2 生活支援提供責任者は、同法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。</p>
<p>(管理者) 第11条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者) 第11条 2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第1項に規定する施設長を兼ねるものとする。 3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。</p>	<p>(管理者及び従業者の資格要件) 第12条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>

(4) 日常生活支援住居施設の運営 —個別支援計画の作成等—

個別支援計画について(省令・通知)

個別支援計画の作成等(省令)	解釈通知
<p>第15条 日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画(以下「個別支援計画」という。)を作成させなければならない。</p>	<p>3 個別支援計画の作成(第15条関係)</p>
<p>2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>(1)個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であること。また、個別支援計画は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行い、<u>できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において</u>、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。</p>
<p>3 生活支援提供責任者は、入所者に面接してアセスメントを行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>(2)生活支援提供責任者は、当該日常生活支援住居施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものであること。</p>
<p>4 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>ア 個別支援計画の作成に当たり、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、個別支援計画の内容について保護の実施機関に協議し、同意を得ること。</p>
<p>5 生活支援提供責任者は、必要に応じて、担当者会議(生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第18条において同じ。)の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。</p>	<p>イ 当該個別支援計画の原案の内容について、入所者に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。</p>
<p>6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得なければならない。</p>	<p>ウ 入所者へ当該個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出すること。</p>
<p>7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p>	<p>エ 当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。</p>
<p>8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない。</p>	
<p>9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しなければならない。</p>	
<p>10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>11 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。</p>	
<p>12 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する個別支援計画の変更について準用する。</p>	

個別支援計画について（支弁基準・実施要領）

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（令和3年4月27日厚生労働省発社援0427第3号厚生労働事務次官）
（一部抜粋）

（別紙）

「生活保護法による保護施設事務費及び**委託事務費**の支弁基準」

5 日常生活支援委託事務費

（2）日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び**減算**の方法

ウ 当該施設において、**個別支援計画**の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年7月1日社援保発0701第1号厚生労働省社会・援護局保護課長）（一部抜粋）

第2 日常生活支援委託事務費の取扱いについて

3 一般事務費単価の減算等について

（2）**個別支援計画**の作成が適切に行われていない場合における**減算**

個別支援計画の作成が適切に行われていない被保護者については、**単価の100分の70**（10円未満は切捨て）を算定することとし、当該計画を作成した日の属する月の前月までの期間を減算の対象とすること。また、減算を開始してから継続して**四月目以降は単価の100分の50**（10円未満は切捨て）を算定すること。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（令和2年3月31日一部改正）（一部抜粋）

第12 調査及び援助方針

問2 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、**訪問調査**を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1（2）に基づき、少なくとも**1年に2回以上訪問**するべきか。当該施設が**日常生活支援住居施設**の認定を受けている場合も同様か。

答 お見込みのとおり。

なお、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

また、日常生活支援住居施設の入所者への**訪問調査**にあたっては、**個別支援計画に基づく支援の実施状況についても確認**を行い、必要に応じて計画の見直し等について施設の生活支援員と協議すること。

個別支援計画について（Q&A）

Q 9	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。）別紙5（2）ウで「適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算」が規定されているが、具体的にどのような状態の場合に計画の作成が適切に行われていないものとして 減算 対象となるのか。
A	以下に掲げる例のような場合に減算とされたい。なお、以下に含まれない事項であっても要件省令第15条等で規定している事項については、日常生活支援住居施設の責務として実施が求められることに留意すること。 ① 個別支援計画（ 原案 ）について実施機関と 協議 を行っていない、又は 同意 を得るように努めていない。 ② 個別支援計画の内容について、入所者に 説明 していない、又は入所者の 同意 を得るように努めていない。 ③ 6月に1回 以上、個別支援計画の 見直し を行っていない。 ④ 個別支援計画が 保管 されていない。 ⑤ 生活支援提供責任者の要件 を満たしていない者が個別支援計画を作成している。
Q 10	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、個別支援計画作成の 完了 は、計画の内容について文書により入所者の同意を得た時点と解してよしいか。また、要件省令第15条第7項の「少なくとも6月に1回以上」行う個別支援計画の 見直し の期間は、前回の計画作成の完了時点から今回の計画作成の完了時点までと解してよしいか。
A	個別支援計画作成の完了時点は、原則、個別支援計画の内容について 文書により入所者の同意を得た ときとなる。ただし、例えば、当該入所者が認知症により理解することが困難であるなど、同意を得るように努めたにもかかわらず、当該入所者の同意が得られない やむを得ない事情 がある場合には、生活支援提供責任者が入所者に個別支援計画の内容を説明したときをもって、個別支援計画の作成が完了したとみなしてよい。ただし、この場合、 ケース記録等に説明時の状況を記録 しておくこととされたい。個別支援計画の見直しの期間についてはお見込みのとおり。
Q 11	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、既存の無料低額宿泊所が新規に日常生活支援住居施設の認定を受ける際、認定以前に施設と入居者の間で個別支援計画が作成されている場合であっても、認定後、改めて個別支援計画を作成することが必要となるのか。
A	日常生活支援住居施設の認定を受けた時点で、既に要件省令等で求められている個別支援計画に関する諸規定をすべて満たしている計画が存在する場合には、当該計画をもって、正式な個別支援計画として差し支えない。また、計画の見直し期間についても、認定前に作成した計画の、直近の作成日を起算日として差し支えない。
Q 12	要件省令第15条の 個別支援計画 の作成等に関して、支弁基準の別紙5（2）ウでは、「日常生活支援委託事務費の 減算 は、その事実が生じた月から」行うとされている。しかしながら、例えば7月31日に入所した場合、その当日中に個別支援計画を作成しなければ7月31日分の一般事務費単価が減算とすることは合理性に欠けると思われる。アセスメント、担当者会議、実施機関との協議等、入所して初回の計画の作成に要する適切な期間を示されたい。
A	入所して 初回 の個別支援計画を作成する場合に限り、 入所日が属する月の翌月 までは個別支援計画の作成に要する一定の時間がかかることを考慮し減算しないこととして差し支えない。事業所は、入所直後においても当面の生活目標について入所者と口頭で確認する等、入所者との合意形成に努め、入所日が属する月の翌月末日までには個別支援計画の作成を行うこと。例えば7月31日に入所し、その当日に入所者とは当面の生活目標を口頭で確認していたが、個別支援計画を9月に作成した場合には8月分は減算の対象、7月分及び9月分は減算対象外となる。

個別支援計画 様式例

(別添)

日常生活支援住居施設 個別支援計画 様式 (例)

利用者氏名	_____様	生年月日	_____年 _____月 _____日	計画書 No.	第 _____ 回目
事業所名		個別支援計画 作成担当者名	生活支援提供責任者 氏名 : _____	計画作成日	_____年 _____月 _____日

入所者の生活 に対する意向	
------------------	--

総合的な支援 の方針	
---------------	--

生活全般の質を向上させるための課題 (ニーズ)	日常生活及び社会生活上の支援の目標 (課題に対する目標)	達成時期 (期間)	支援内容・方法等			備考 (留意事項)
			内容	方法	提供機関 担当者	

【同意書】

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、
これに基づいて支援が行われることに同意しました。

_____年 _____月 _____日

本人 _____ ㊞

代理人等 _____ ㊞

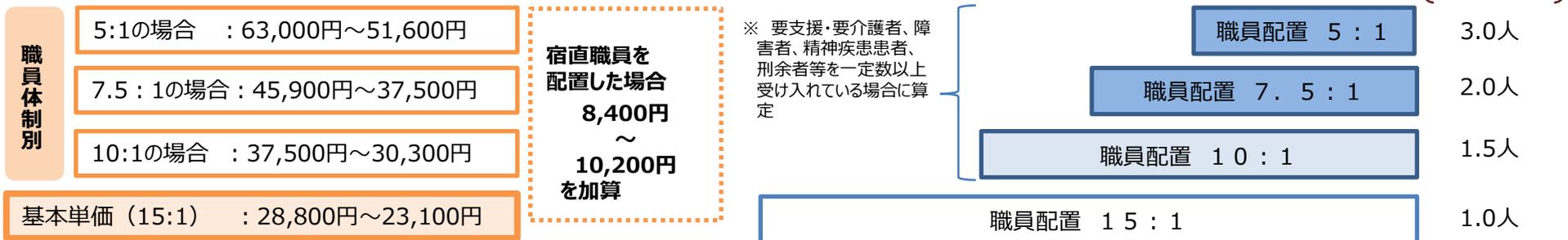
(5) 日常生活支援住居施設の支弁基準

日常生活支援住居施設の委託事務費

委託事務費の概要

○入居者1人あたり月額<20/100地域～その他地域、1ヶ月30日の場合>

常勤換算職員数



※ 利用者からの利用料（基本サービス費分）の金額は、月7,000円を上限とする。

委託事務費の計算例

○定員15人の場合の月額収入<20/100地域、1ヶ月30日の場合>

		職員配置 (常勤換算職員数)	月額	算定式
一般事務費	支援体制加算			
	基本単価③ (支援体制加算Ⅲ)	5:1 (3人配置)	513,000円	1,140円×15人×30日
	基本単価② (支援体制加算Ⅱ)	7.5:1 (2人配置)	256,500円	570円×15人×30日
	基本単価① (支援体制加算Ⅰ)	10:1 (1.5人配置)	130,500円	290円×15人×30日
	基本単価	15:1 (1人配置)	432,000円	960円×15人×30日
宿直体制加算			153,000円	340円×15人×30日
利用料（基本サービス費）			105,000円	7,000円×15人
合計		5:1	1,203,000円	(注) 基本単価 + 支援体制加算 + 宿直体制加算 + 基本サービス費を算定した場合
		7.5:1	946,500円	
		10:1	820,500円	
		15:1	690,000円	

注：支弁基準における委託事務費の単価は、1人1日あたりの単価で表示

一般事務費単価

別表（3）

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表（日額）

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

（注）

- 1 地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - （1）日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70（生活支援員の員数を満たしていない上継続している場合は、100分の50）
 - （2）個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70（個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50）
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

支援体制加算及び宿直体制加算

別表（４）

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

(注) 地域区分は、別表（１）の第1救護施設の区分に準ずる。

(6) 物価高騰に対する対応

重点支援地方交付金を活用した支援について

今般「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を追加する旨が盛り込まれました。

これを受けて、「重点支援地方交付金」の追加について（令和5年11月2日付内閣府地方創生推進室事務連絡）が発出されています。

貴部局におかれては、これを踏まえ、現下の物価高により厳しい状況にある婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、救護施設、更生施設、授産施設、社会事業授産施設、**日常生活支援住居施設**、隣保館及び生活館等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、同交付金を積極的にご活用いただくとともに、緊急かつ実効性のある支援につなげるため、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、管内市町村に対してこの旨速やかに周知いただき、市町村においても対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

また、今後、同交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容につきましては、同交付金を所管しております内閣府地方創生推進事務局と協議済みであることを申し添えます。

重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

追加額1.6兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ. 低所得世帯支援枠（1.1兆円）

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
 - ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円（今夏以来の3万円の支援と合計で10万円）。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- （注）住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ. 推奨事業メニュー（0.5兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

次期制度改革について

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

5. 居住支援のあり方（抄）

(2) 生活保護における居住支援等

② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援

(現状と課題)

- 単独での居住が困難な被保護者に対し、必要な日常生活上の支援を提供する施設として、平成30年改正法で、日常生活支援住居施設を創設した。令和2年10月の施行後、本年4月時点で施設数は120ヶ所まで増加した一方で、未設置の県もあるなど、都道府県ごとの設置状況にはばらつきがある。また、新制度の導入に当たって支援の質を確保する観点等から、令和3年度から国の委託事業として生活支援提供責任者等への研修事業を実施している。

(対応の方向性)

- 日常生活支援住居施設については、制度施行後間もない状況を踏まえ、引き続き、無料低額宿泊所を運営する事業者や自治体に対する制度の周知・理解を促進する取組や、日常生活支援住居施設の支援の質の向上を促進する取組が重要であり、研修の機会を確保するべきである。その際、都道府県の役割について検討していく必要がある。

(注) 下線は当方にて追記したもの

- 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図るため、**国土交通省、厚生労働省等が連携して総合的・包括的な施策を検討**する。
- 都道府県・市町村（住宅部局・福祉部局等）と地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進する。居住支援協議会の設置と更なる活用を図りつつ、地域の実情に応じて、①**総合的な相談支援**、②**入居前から入居中、退去時（死亡時）の支援**、③**住まいに関する地域資源開発・環境整備の推進方策**を検討する。

